

あなたの住まい 地震への備えは



昭和56年(1981年)5月以前の住宅にお住まいの方!
住宅の耐震化についてお考えください!!

なぜ

昭和56年5月以前に建築した住宅は、大きな地震で倒壊する恐れがあります。

ホントに

昭和56年6月以降の新しい耐震基準で建てられた建物は、阪神・淡路大震災や新潟中越地震で被害が少なかったことが確認されています。

どうする 栃木県では昭和56年5月以前の住宅の耐震化を進めていきます。

まずは相談

- 1 県土木事務所とお住まいの市町で相談をお受けしています（裏面参照）
- 2 耐震アドバイザーの派遣を行っている市町もあります

耐震アドバイザーとは？

- 耐震アドバイザーは栃木県の認定を受けた耐震のプロです。
- あなたのお宅にアドバイザーが出向いてアドバイス
- 自治会などのグループでの申し込みもOK
- 営業活動は行いません。行政が窓口なので安心！

耐震アドバイザーのお問い合わせは、
お住まいの市町担当課まで

県、市町窓口への相談

木造住宅簡易耐震相談
耐震アドバイザーの派遣

耐震診断

補強工事

まずは電話でお気軽に

アドバイザーが直接出向いて無料相談

耐震化の必要があるかどうか、耐震化をする場合どうしたらよいかなどを具体的にアドバイス

建築士による診断、補強計画の作成

費用に対する国、県及び市町の補助制度があります※

※住宅の耐震診断の費用は概ね15万円前後と言われています。その場合、補助制度を使えば自己負担は3分の1の5万円ですみます。

耐震診断と同様に補助制度があります※

耐震工事を行うと税金の優遇措置もあります（裏面参照）

※耐震診断、補強工事の補助制度については一部市町で補助制度がない場合があります。詳しくはお住まいの市町にお問い合わせください。